外国人介護従事者活躍支援事業実施要綱

５福祉高介第１１６７号
令和６年３月２９日

１　目的

本事業は、介護サービスを安定的に提供するためには外国人介護従事者の受入れが重要であることを踏まえ、海外に向けて東京の介護現場の魅力を発信するとともに、都内に所在する介護サービスを提供する事業所等（以下「事業所」という。）における外国人介護従事者の受入体制整備を支援することで、人材の送出しと受入れのマッチングを促進し、介護現場において外国人介護従事者が活躍できる環境を整備することを目的とする。

２　実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

３　実施方法

都は、次の(1)又は(2)の要件を満たす法人に本事業の一部を委託して実施することができる。

(1)　外国人介護従事者のあっせんに関する実績・ノウハウ及び外国人へ東京の魅力や介護の魅力を伝えるためのノウハウを有していること。

(2)　介護保険サービス全般について幅広い知識・情報を備えており、福祉保健医療を担う人材育成に関する豊富な知識・ノウハウを有していること。

４　事業内容

(1)　海外に向けた情報発信及び都内施設・事業所に対する働きかけを行うことにより、事業所への外国人介護従事者の受入れを促進するほか、専用のサイトを構築し事業所の求人情報等を掲載することで、外国人介護従事者と受入れ事業所とのマッチングの促進を図る。

(2)　事業所が特定技能外国人又は留学生を雇用するために登録支援機関等の受入調整機関を活用する際に、受入調整機関へ支払う経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

(3)　(1)における海外での広報活動等を協働して実施するため、外国人介護従事者の受入れに関する団体と連携体制を構築する。

５　事業実施に当たっての留意事項

上記３の規定により都が本事業を委託した場合は、都と本事業の受託者は、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

６　その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。